

[原文及び英文からの仮訳です。御参考まで]

原文：

http://gazette.nat.gov.tw/EG_FileManager/eguploadpub/eg020120/ch08/type1/gov82/num32/OEg.pdf

英文：<http://ghs.osha.gov.tw/CHT/intro/AnnounceData3Detail.aspx?id=274>

労働部令 中華民國103 年6 月27 日 勞職授字第10302007861 號

修正「危険物與有害物標示及通識規則」，名稱並修正為「危害性化學品標示及通識規則」。附修正「危害性化學品標示及通識規則」

労働部令 中華民國103(西曆2014) 年6 月27 日 勞職授字第10302007861号
「危険物質及び有害物質の表示とハザード・コミュニケーションの規則」を「危険有害性化学品の表示とハザード・コミュニケーションの規則」に名称変更し、改正する。

危険有害性化学品の表示とハザード・コミュニケーションの規則

第1章 総則

第1条

本規則は、職業安全衛生法(以下本法と呼ぶ) の第 10 条第 3 項に関する条項に基づいて制定された。

第2条

本法第 10 条で指定された危険有害性を有する化学品(以下危険有害性化学品と呼ぶ)は、以下に示す危険物および有害物である：

1. 危険物：分類の国家規格 CNS15030 に該当する物理的危険性を有するもの。
2. 有害物：分類の国家規格 CNS15030 に該当する健康有害性を有するもの。

第3条

本規則で用いられる用語の定義：

1. 成型品：製造時に特定の形、デザインに作られた物品で、かつ、その形、デザインによって完全にまたは部分的にその用途が決まる物品であって、その正常な用途においては、危険有害性化学品を放出しないような物品である。
2. 容器：任意のバッグ、カートリッジ、瓶、箱、バーレル、反応器、貯槽、配管、および危険有害性化学品を内容するその他のコンテナを言う。ただし、運搬用車両のエンジン、燃料タンクまたはその他の操作系は含まれない。
3. 製造者：危険有害性化学品を卸売、小売、加工および使用するために、製造する企業を意味する。
4. 輸入者：危険有害性化学品を輸入する企業を意味する。
5. 供給者：危険有害性化学品を卸売または小売を行う企業を意味する。

第4条

本規則の条項は、以下のことには適用されない；

1. 危険な産業廃棄物。

2. タバコかタバコ製品。
3. 食物、飲料、ドラッグ、化粧品。
4. 成型品。
5. 工業用でない一般国内の消費者製品。
6. 消火器。
7. 反応器中または反応プロセス中の化学反応中間体。
8. その他、中央政府の所管官庁によって指定されたもの。

第 2 章 表示

第 5 条

雇用者は、危険有害性化学品の容器には、**付表 1** で規定された分類と絵表示に従って以下の事項を表示しなければならない。なお、表示は、**付表 2** の書式で、以下の事項を、漢字を基準として使用し、必要なら補足的に外国語を使用して行う；

1. 危険有害性の絵表示
2. 以下の内容を含む；
 - (1) 名称。
 - (2) 危険有害性成分。
 - (3) 注意喚起語。
 - (4) 危険有害性情報。
 - (5) 注意書き。
 - (6) 製造者、輸入者または供給者の名前、住所および電話番号。

前項の容器内の危険有害性化学品が混合物である場合は、ラベル表示しなければならない危険有害性成分は混合物中の危険有害性化学品であり、これらは分類の国家規格 CNS15030 に規定されている物理的危険性又は健康有害性を有するものである。

危険有害性化学品が**付表 1** に従って分類できない場合、第 1 項に従って表示されるべき容器は、第 1 項の 2 で指定される情報で表示されなければならない。

容器の容積が 100ml 以下であれば、第 1 項に従って表示されるべき容器は、名称、危険有害性の絵表示および注意喚起語で表示されなければならない。

第 6 条

前条第 2 項で規定される混合物に関しては、雇用者は混合した後の危険有害性に基づいた容器表示を行わなければならない。

前項の危険有害性は、以下の通り：

1. 混合物全体でテストされたなら、そのテスト結果をそのまま使用する。
2. 混合物の危険有害性に関する科学的証拠が入手できない場合、混合物としてテストされていない混

化合物の健康有害性は、分類の国家基準 CNS15030 によって設定された混合物の分類基準に従った科学的データを用いて評価されなければならない。可燃性、爆発性、反応性の物理的有害性は、科学的に有効なデータによって評価されなければならない。

第7条

第5条で規定される表示ラベルの一部分としての危険有害性の絵表示の形は45度の垂直な正方形で、明確に認識できる大きさでなければならない。シンボルは白地に黒、赤いフレームは十分な警告効果が発揮できる広さでなくてはならない。

第8条

雇用者は、以下のような危険有害性化学品の容器のラベル表示を免除されることができる；

1. 表示のある外部容器の内装容器で、内部ライニングとして使われ、取り出されないもの。
2. 内装容器に表示があり、それが外部から見える場合の外部容器。
3. 危険有害性化学品が表示された容器から労働者によって移されて、移されてすぐに、その労働者によって使用されてしまうような場合のポータブル容器。
4. 危険有害性化学品が表示された容器から移されて、研究や試験に使われる特定の実験室用容器。

第9条

以下の危険有害性化学品の容器のいずれかの場合には、雇用者は容器表示の代わりに、第5条第1項で規定されている事項のプラカードをよく見える位置に設置するのもよい。ただし、配管系においては、ラベルの代わりに、指定された識別色やシンボルを示した塗装表示板を掲示するかまたは配管上に塗料で描くことによって、表示してもよい：

1. 同じ場所に保管している同じタイプの危険有害性化学品を内容する数個の容器。
2. ダクトまたは配管システム。
3. 反応器、蒸留塔、吸収塔、抽出器、混合器、沈殿槽、熱交換器、計量槽又は貯槽などの化学設備。
4. 冷却、攪拌、圧縮などの設備。
5. 輸送装置。

前項第2から第5の容器に表示板を取り付ける場合、製造者、輸入者又は供給者の名前、住所、電話番号が頻繁に変更されるが MSDS が入手可能ならば、第5条第1項、第2項(6)に規定される情報は免除される。

第10条

職場内で危険有害性化学品を内容している容器を輸送するときに、輸送法規に従って既に表示された容器については、雇用者は付表1に定められたラベル表示をコピーする必要はない。ただし、労働者が危険有害性化学品の積み下ろし、輸送、取り扱い、または使用にかかわる仕事に従事する場合は、容器はこれらの規則による表示をしなければならない。

第11条

製造者、輸入者または供給者は、危険有害性化学品を企業又は自営業者に提供する前に、容器上にラベル表示する必要がある。

前項の表示は、第5条から第9条を準用する。

第3章 SDS、名簿、掲示及びコミュニケーション手段

第12条

危険有害性化学品又は付表3に規定されている化学品を含有する場合には、雇用者は付表4に従った安全データシート(SDS)を労働者に提供しなければならない。

前項の安全データシート(SDS)は中国語を主として使用し、必要に応じて、労働者が理解できる外国語を補足として使用してもよい。

第13条

前条の化学品の供給の前に、製造者、輸入者または供給者は企業又は自営業者に安全データシートを提供しなければならない。化学品が複数の危険有害性成分の混合物である場合は、安全データシート(SDS)は混合後の危険有害性に基づいて作成されなければならない。

前項の危険有害性化学品については、危険有害性成分は化学名によって記載されるものとし、混合物の危険有害性の分類の方法は以下の通り:

1. 混合物としてテストされた場合には、その結果をそのまま使用する。
2. 混合物としてテストされていない場合には、科学的証拠が入手できなければ、混合物の健康有害性は国の分類基準 CNS 15030 によって設定されている混合物の分類基準に合致した科学的データを用いて評価されなければならない。

第14条

前条の複数の混合物が異なった濃度の同グループの危険有害性化学品に属している場合であって、危険有害性成分、用途および危険有害性分類が同じならば、同じ安全データシート(SDS)を使用できる。ただし、これらの化学品の別名は明確に示さなければならない。

第15条

製造者、輸入者、供給者又は雇用者は、実情に基づいて安全データシート(SDS)の精度をチェックして、必要に応じて更新しなければならない。安全データシート(SDS)は少なくとも3年毎に見直さなければならない。

前項の安全データシート(SDS)の更新記録、例えば内容、日付およびバージョン更新の記録は3年間保存しなければならない。

第16条

危険有害性化学品を積載した車両が工場に入った後は、任命された訓練された人材が、化学品の積み下ろし、移動、取扱または使用前に、これらの規則に準拠したラベル表示と安全データシート(SDS)を確認しなければならない。

前項に記述の適切な訓練は、危険有害性化学品の製造、取扱または使用のための健康全般と安全教育を含み、また中央政府の運輸所管官庁によって任命された危険物輸送責任者の専門研修のための適切なカリキュラムも含む。

第17条

労働者が危険有害性化学品に関する的確な情報を持って、その結果、職業的な災害を防ぐのを確実にするために、雇用者は以下の必須な方法を採用しなければならない：

1. 実情に基づいた危険有害性(ハザード)コミュニケーション計画を定め、見直し、速やかに更新しおよび計画に従って適正に実施すること。実施記録は3年間保存しなければならない。
2. 危険有害性化学品の名簿リストを作成する。その内容と書式は付表5を参照すること。
3. 職場の容易にアクセスしやすい場所に危険有害性化学品の安全データシート(SDS)を置くこと。
4. 危険有害性化学品の製造、取扱または使用に関する教育訓練を労働者に受けさせること。教育訓練のカリキュラム内容と時間数は労働安全・健康教育訓練規則に準拠して管理しなければならない。
5. 危険有害性化学品情報の精度を確保するために必要なその他の手段も労働者に提供すること。

前項の1に定められた危険有害性(ハザード)コミュニケーション計画は、危険有害性化学品の名簿リスト、安全データシート、表示ラベルおよび危険有害性コミュニケーションに関する教育訓練、等の必要事項の計画、管理、記録、修正手段を含んでいなければならない。

第18条

国家安全保障又は営業機密に関する必要性から危険有害性成分の名称、濃度、又は製造者、輸入者、供給者の名称を安全データシートにおいて開示することを保留する製造者、輸入者又は供給者は、以下の認可申請書類を中央政府の所管官庁に提出しなければならない：

1. 国家安全保障又は営業機密の理由であるとみなされる情報であると証明する書類。
2. 国家安全保障又は営業機密に関する情報を保護する対策。
3. 申請者及び競合者に対するその情報の経済的利益の評価
4. 製品中に含まれる危険有害性成分の危険有害性分類に関する説明と証拠。

前項の国の分類基準 CNS 15030 において規定されているような以下の危険有害性を有する危険有害性成分には、前述の安全データシートにおける開示保留は適用されない。

1. 急性毒性 区分1、区分2又は区分3
2. 皮膚腐食性/皮膚刺激性 区分1
3. 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分1
4. 呼吸器感作性または皮膚感作性
5. 生殖細胞変異原性
6. 発がん性
7. 生殖毒性
8. 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1
9. 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1

第19条

所管官庁、労働検査庁または医師、応急措置・救助人員は、製造者、輸入者、供給者又は企業に対して安全データシートと開示保留されている情報の提供を要求することができる。

第4章 付則

第20条

危険有害性化学品を輸送する船舶、航空機又は車両のラベル表示は関連する輸送法令に従う。

第 21 条

放射性物質及び国の分類基準 CNS 15030 において規定されているような環境有害性を有する危険有害性化学品のラベル表示は、放射線及び環境保護に関する法令に従う。


第 22 条





農薬及び環境用化学物質等の危険有害性化学品のラベル表示は、農薬、環境用化学物質及びその他関連法令に従わなければならない。







第 23 条






この規則は中華民國 103 年(西暦 2014 年)7 月 3 日に施行される。







付表 1: 危険有害性化学品の分類・表示の要項







有害物質分類			表示要項			備考
危険有害性	危険有害性分類	区分(組、級、型)	危険有害性の絵表示	注意喚起語	危険有害性情報	化学物質の分類、表示のための国の基準 15030 に従って処理される(各有害性は NS15030-1 と CNS15030-26 に従って扱われる)
物理的危険性	爆発物	不安定な火薬類		危険	不安定な火薬類	
		1.1 組 大量爆発の危険性物質 または物品		危険	爆発物、大量爆発の危険性	

	1.2 組 発射の危険性があるが、 大量爆発の危険性のない 物質または物品		危険	爆発物、深刻な発射の危険性	
	1.3 組 火災と若干の爆破と発射の危険があるが、大量爆発の危険はない物質または物品		危険	爆発、火災、爆破または発射の危険性	
	1.4 組 重大な危険をもたらさない物質または物品		危険	火災、発射の危険	
	1.5 組 非常に鈍感であるが、全体的な爆発の危険がある物質または物品	1.5 (背景オレンジ)	危険	火中で大量爆発の可能性がります	
	1.6 組 非常に鈍感であり、大量爆発の危険性がない物質または物品	1.6 (背景オレンジ)	なし	なし	
可燃性ガス	第1級		危険	極めて可燃性ガス	
	第2級	なし	警告	可燃性ガス	






可燃性エアゾール	第1級		危険	非常に可燃性のエアゾール	
	第2級		警告	可燃性エアゾール	
酸化性ガス	第1級		危険	発火または火災助長のおそれ; 酸化剤	
加圧ガス	圧縮ガス		警告	加圧ガスを含有; 加熱すると爆発する恐れがある	
	液化ガス		警告	加圧ガスを含有; 加熱すると爆発する恐れがある	
	深冷液化ガス		警告	深冷液化ガスを含有; 低温火傷や損傷を与える可能性がある	







		溶存ガス		警告	加圧ガスを含有；過熱すると爆発する恐れがある	
可燃性の液体	第1級			危険	極めて可燃性の高い液体および蒸気	
	第2級			危険	可燃性の高い液体および蒸気	
	第3級			警告	可燃性の液体および蒸気	
	第4級	なし		警告	可燃性の液体	
可燃性固体	第1級			危険	可燃性固体	





	第2級		警告	可燃性固体	
自己 反応 性物 質	A型		危険	加熱した場合、爆発する恐れがあり	
	B型		危険性	熱すると火災や爆発を生じることがある	
					
	C型、D型		危険	熱にさらされた場合、火災の原因になります	
	E型、F型		警告	熱にさらされた場合、火災の原因になります	
G型	なし	なし	なし	なし	






自然発火性液体	第1級		危険	空気にさらされると自然発火する	
自然発火性固体	第1級		危険	空気にさらされると自然発火する	
自己発熱性物質	第1級		危険	自己発熱; 火災の可能性がある	
	第2級		警告	大量の場合自己発熱: 火災の可能性がある	
禁水性物質 (水に触れた場合に可燃性ガスを発生する)	第1級		危険	水との接触で、自然発火性のガスを放出する	
	第2級		危険	水との接触で可燃性ガスを放出する	

物質 または 混合物)	第 3 級		警告	水との接触 で可燃性ガ スを放出す る		
	酸化 性液 体	第 1 級		危険	強力な酸化 剤； 火災や 爆発を生じ ることがある	
		第 2 級		危険	酸化剤； 火 災助長のお それ	
		第 3 級		警告	酸化剤； 火 災助長のお それ	
	酸化 性固 体	第 1 級		危険	強力な酸化 剤； 火災や 爆発を生じ ることがある	
第 2 級			危険	酸化剤； 火 災助長のお それ		


		第3級		警告	酸化剤；火災助長のおそれ
有機過酸化物	A型			危険	加熱した場合、爆発する恐れがあり
	B型			危険	熱すると火災や爆発を生じることがある
					
	C型、D型			危険	熱にさらされた場合、火災の原因になります

		E 型、F 型		警告	熱にさらされた場合、火災の原因になります
		G 型	なし	なし	なし
	金属 に対し て腐 食性	第 1 級		警告	金属に対して腐食性を示す可能性がある
健康 被害	急性 毒性 :経口	第 1 級		危険	飲み込んだ場、合致命的
		第 2 級		危険	飲み込んだ場、合致命的
		第 3 級		危険	飲み込むと有毒
		第 4 級		警告	飲み込むと有害

		第 5 級	なし	警告	飲み込むと有害であるかもしれない
急性 毒性 :皮膚		第 1 級		危険	皮膚接触で致命的
		第 2 級		危険	皮膚接触で致命的
		第 3 級		危険	皮膚接触で有毒
		第 4 級		警告	皮膚接触で有害
		第 5 級	なし	警告	皮膚接触で有害であるかもしれない
			第 5 級	なし	警告

急性 毒性 :吸入	第 1 級		危険	吸入すると 致命的
	第 2 級		危険	吸入すると 致命的
	第 3 級		危険	吸入すると 有毒
	第 4 級		警告	吸入すると 有害
	第 5 級	なし	警告	吸入すると 有害である かもしれない
	皮膚 腐食 性/刺 激	第 1A 級		危険
第 1B 級				
第 1C 級				

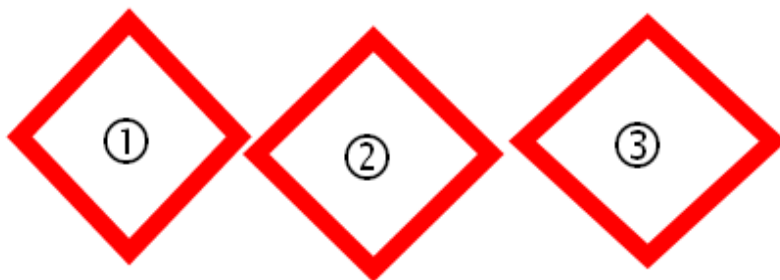
		第 2 級		警告	皮膚の炎症を引き起こす	
		第 3 級	なし	警告	軽度の皮膚刺激を引き起こす	
目の重篤な損傷/刺激性		第 1 級		危険	重篤な眼の損傷を引き起こす	
		第 2A 級		警告	目の炎症を引き起こす	
		第 2B 級	なし	警告	目の炎症を引き起こす	
呼吸器感受性		第 1 級		危険	吸入するとアレルギー、喘息症状や呼吸困難を引き起こす可能性がある	
皮膚感受性		第 1 級		警告	皮膚アレルギーを引き起こす可能性がある	

生殖細胞変異原性物質	第 1A 級		危険	遺伝的欠陥が原因である可能性がある	
	第 1B 級				
	第 2 級		警告	遺伝的欠陥を引き起こすことが疑われる	
発がん性物質	第 1A 級		危険	潜在的に発癌性	
	第 1B 級				
	第 2 級		警告	発がん性の疑い	
生殖毒性	第 1A 級		危険	生殖能または胎児を損傷する恐れがあります	
	第 1B 級				

		第 2 級		警告	その生殖能力が疑われる場合や、胎児への害を引き起こす	
		授乳中または授乳を介して追加のレベルが影響を与える	なし	なし	母乳の子供に害を及ぼす可能性があります	
特定 標的 臓器 毒性 - 単 回暴 露		第 1 級		危険	臓器の損傷を引き起こす	
		第 2 級		警告	臓器障害を引き起こす可能性がある	
		第 3 級		警告	呼吸器への刺激のおそれ、または眠気やめまいを起こすことがある	
特定 標的 臓器 毒性 - 反 復暴		第 1 級		危険	臓器障害を引き起こすことが長期または反復暴露	

吸入の有害物質	露	第2級		警告	長期または反復暴露では臓器障害を引き起こす可能性があります
	吸入の有害物質	第1級		危険	飲み込むと気道に入った場合は致命的かもしれません
		第2級		警告	飲み込むと気道に入った場合には有害であるかもしれない

付表2: ラベル表示の書式



名前:

危険有害性成分:

警告:

危険有害性情報:

注意書き:

製造者、輸入者又は供給者:

(1) 名前

(2) 住所

(3) 電話番号

*さらに詳細な情報は、安全データシートを参照してください

注意:

1. 危険有害性の絵表示、注意喚起語、および危険有害性情報は付表1で規定されます。
2. 2つ以上の危険有害性の絵表示が必要であるときには、明確に識別するためにすべて記載しなければならない。容器の状態によって異なった記載の方法がある。

付表3: 健康有害性分類の有害性成分の濃度制限値

健康有害性分類	濃度制限値
急性毒性	≥1.0 パーセント
皮膚腐食性/刺激性	≥1.0 パーセント
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	≥1.0 パーセント
呼吸器感作性または皮膚感作性	≥1.0 パーセント
生殖細胞変異原性: 区分 1	≥0.1 パーセント
生殖細胞変異原性: 区分 2	≥1.0 パーセント
発がん性	≥0.1 パーセント
生殖毒性	≥0.1 パーセント
特定標的臓器毒性 - 単回暴露	≥1.0 パーセント
特定標的臓器毒性 - 反復暴露	≥1.0 パーセント

付表4： 安全性データシートの記載項目と参考書式、

1. 化学品と製造者等の情報

化学品の名称：
その他の名称：
推奨用途と用途制限：
製造者、輸入者又は供給者の名前、住所、電話番号：
緊急時の連絡先電話/ FAX：

2. 危険有害性の識別情報

化学品の危険有害性分類：
ラベル表示内容：
その他の危険有害性：

3. 成分識別情報

純粋な物質：

中国語・英語名称：
同義の名称：
ケミカルアブストラクトサービス登録番号(CAS 番号)：
危険有害性成分(百分率組成)：

混合物：

化学的性質：	
危険有害性成分の中国語・英語名称：	濃度または濃度範囲(パーセント組成)

4. 応急措置

異なる暴露経路による応急措置：

吸入:

皮膚接触:

目接触:

摂取:

最も重要な症状と危険有害性影響:

救急救護者の防護:

医師への情報:

5. 消火措置

適切な消火剤:

消火時に発生する可能性がある特別な危険性:

特殊な消火手段:

消防士のための特殊防護具:

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項:

環境に対する注意事項:

浄化の方法:

7. 安全な取扱い及び保管

取扱:

保管:

8. 曝露防止措置

工学的管理:

管理指標:

・毎日8時間当たりの平均的許容濃度／短時間の平均許容濃度／最大許容濃度:

・生物学的指標:

個人用保護具： ・呼吸器の保護具： ・手の保護具： ・眼の保護具： ・皮膚および身体の保護具：
衛生措置：

9. 物理的および化学的性質

外観(物理的状态、色など)	臭気：
臭気閾値：	融点：
pH 値：	沸点/沸点範囲：
燃焼性(固体、ガス)	引火点：°C
分解温度：	試験方法：オープンカップ クローズドカップ
発火温度：	爆発限界：
蒸気圧：	蒸気密度：
密度：	溶解度：
オクタノール/水分配係数(log Kow)	蒸発速度

10. 安定性および反応性

安定性：
特定の条件下における危険有害反応の可能性：
避けるべき条件：
避けるべき物質：
危険有害性分解生成物：

11. 有害性情報

暴露経路：

症状:
急性毒性:
慢性毒性または長期毒性:

12. 生態影響情報

生態毒性:
残留性と分解性:
生体蓄積性:
土壌中の移動性:
その他の有害性影響:

13. 廃棄物処理方法

廃棄処理方法:

14. 運送上の情報

国連番号:
国連輸送名:
輸送上の危険有害性分類:
容器等級:
海洋汚染物質(はい/いいえ):
特別な輸送方法や注意事項:

15. 法規制情報

関係法令:

16. その他の情報

参考文献		
SDS 作成組織	名前:	
	住所/電話番号:	
SDS 作成者	タイトル:	名前(署名):

SDS 作成日	
---------	--

安全データシート(SDS)記載項目の説明:

1. 化学品および製造者等の情報:

化学品名称、他の名前、推奨用途及び使用制限、製造者、輸入者又は供給者の名前、住所、電話番号、緊急連絡先電話/ FAX。

2. 危険有害性の識別情報:

ラベル表示内容、他の危険有害性、化学品の危険有害性分類。

3. 成分識別情報:

純粋な物質: 中国語と英語の名前、同義名称、CAS 登録番号(CAS 番号)、危険有害性成分(成分の百分率)。

混合物: 化学的特性、危険有害成分の中国語名と英語名、濃度または濃度範囲(成分の百分率)

4. 応急処置:

異なる暴露経路、応急処置、最も重要な症状と危険有害性影響、救急救護者の防護、医師への情報。

5. 消火措置

適切な消火剤、消火時に発生する可能性がある特別な危険性、特殊な消火手段、消防士のための特殊防護具。

6. 漏出時の措置:

人体に対する注意事項、環境に対する注意事項、浄化の方法。

7. 安全な取扱い及び保管:

取扱、保管

8. 曝露防止措置:

工学的管理、管理指標、個人用保護具、衛生措置。

9. 物理的および化学的性質:

外観(物理的状态、色)、臭気、嗅覚閾値、pH 値、融点、沸点/沸点範囲、可燃性(固体、ガス)、分解温度、引火点、発火温度、爆発限界、蒸気圧、蒸気密度、密度、溶解度、オクタノール/水分配係数(log Kow)は、蒸発速度。

10. 安定性と反応性:

安定性、特定の条件下における危険有害反応の可能性、避けるべき条件、避けるべき物質、危険有害性分解生成物。

11. 有害性情報:

暴露経路、症状、急性毒性、慢性毒性または長期毒性。

12. 生態影響情報:

生態毒性、残留性と生分解性、生体蓄積性、土壌中の移動性、その他の有害性影響。

13. 廃棄物処理方法:

廃棄処分方法。

14. 輸送上の情報:

国連番号、国連輸送名称、輸送上の危険有害性分類、容器等級、海洋汚染物質(はい/いいえ)、特別な輸送方法や注意事項。

15. 法規制情報:

関係法令。

16. その他の情報:

参考文献、SDS の作成組織、作成者および作成日。

